

「笠間市こども計画」の策定について

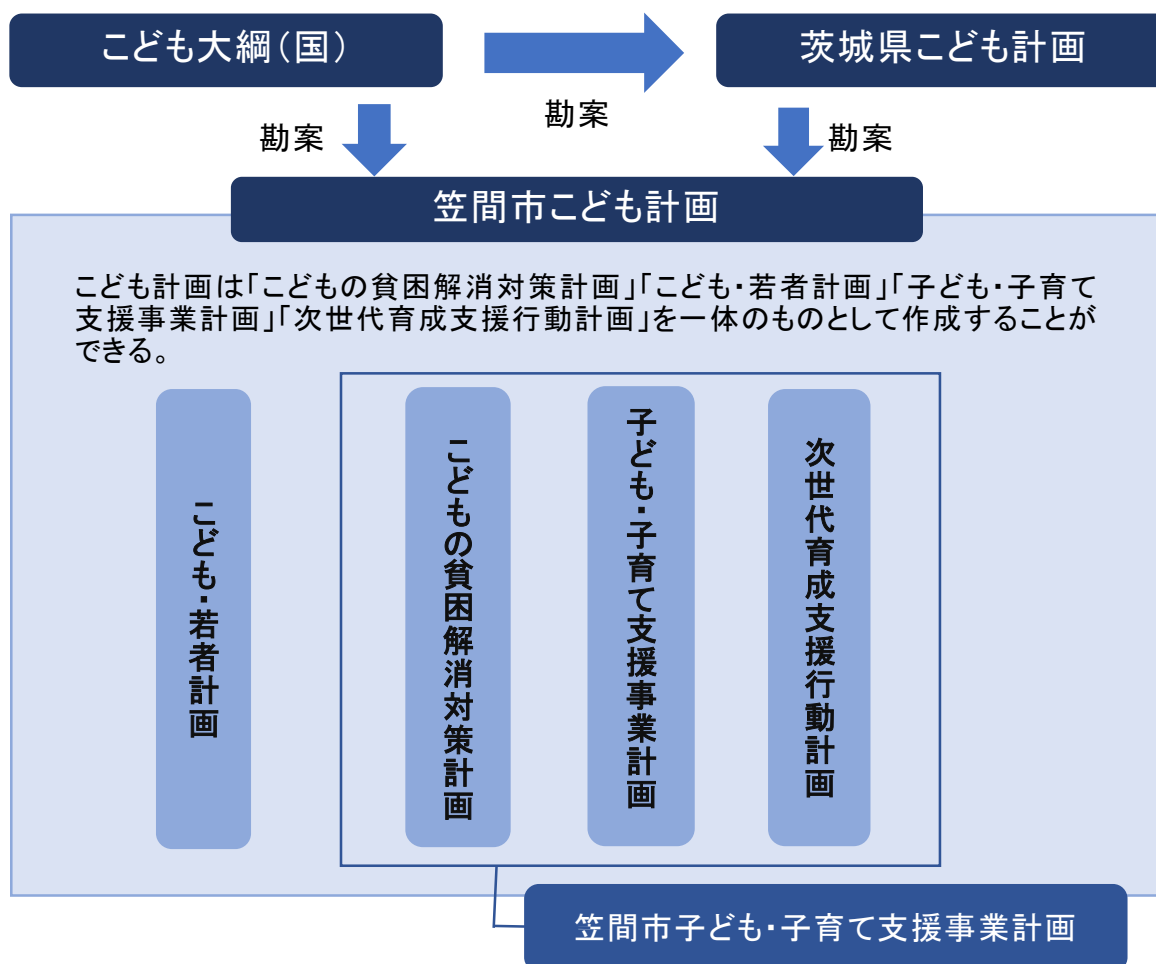
1. こども基本法の施行とこども大綱の目指すもの

○令和5年4月1日にこども基本法が施行された。社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定め、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

○こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

○子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困解消対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により、市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



2. 笠間市こども計画の策定

○笠間市のこども施策の総合的な計画として、これまでの子ども・子育て支援事業計画（こどもの貧困解消対策計画を含む）に、こども基本法の示す理念及びこども大綱の示す基本的な方針、こども・若者の育成を支援するための施策等を補充して、策定・推進します。計画期間（※）は令和8～11年度とします。

※子ども・子育て支援事業計画の終期と合わせます。

○策定・推進にあたっては、こどもの意見を表明する機会の確保と意見を尊重する視点を重視して推進します。

○こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援することをめざします。

○良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように取り組みます。

3. 計画の策定方法

○こどもや若者の意見を計画に反映するため、ヒアリングや意見交換会などを実施します。

○庁内関係課や子ども・子育て会議で意見をいただき進めていきます。

（1）アンケート調査・こどもの意見聴取・関係団体等に関する調査

（2）現状の分析と課題の整理

（3）計画骨子案・素案の作成

（4）パブリックコメント

4. 今後のスケジュール

令和7年	6月30日	第1回子ども・子育て会議
	6月～9月	ヒアリング・意見交換会等の実施
令和7年	9月	第2回子ども・子育て会議（計画骨子案検討）
令和7年	11月	第3回子ども・子育て会議（計画素案検討）
令和7年	12月	政策調整会議・庁議・全員協議会への報告
令和8年	1月	意見公募（パブリックコメント）
令和8年	3月	第4回子ども・子育て会議（計画案報告）
		計画の公表

こども・若者の意見聴取について

1. 目的

○こどもや若者の意見を聴き、こどもや若者にとって最もよいことは何か考え、こどもや若者の視点に立った政策を実現していくとともに、こどもや若者が社会に参画し、意見を表明することでこどもや若者の自己肯定感や主体的意識を高める。

2. 取組について

(1) シールアンケート ※実施済み

実施日：5月3日（土）・5月4日（日） ※陶炎祭開催中

会場：笠間芸術の森公園 イベント広場

対象：幼児から小学生

設問と結果

①大人になることが楽しみですか？（257 票）

楽しみ 124 票 選べない 74 票 こどものままがいい 59 票

②どんなまちにすみたいですか？（215 票）

安全なまち 76 票 遊び場や楽しく過ごせるところがあるまち 51 票

スポーツが盛んなまち 31 票 こどもを大切にするまち 28 票

買い物しやすいまち 22 票 バスや電車がたくさんはしる便利なまち 7 票

(2) 子どもの居場所についてのヒアリング ※予定

対象：放課後児童クラブに通う子ども

内容：子どもの居場所について

(3) 高校生に対するヒアリング（意見交換会） ※予定

対象：市内の高校（3校）に通う高校生

内容：今、困っていること、高校生の居場所について、将来のこと等

(4) 小中学生に対する WEB 調査 ※予定

対象：市内の小中学生

内容：こどもたちの意識の調査（自己肯定感等）

(5) 声を上げにくいこどもに対するヒアリング ※予定

対象：ヤングケアラー等課題を抱えたこども

内容：生活のことや気持ちのこと等